

浜松市公告第521号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。当該届出及びその添付書類は、この公告の日から4月間浜松市産業部産業振興課において縦覧に供する。

平成24年6月27日

浜松市長 鈴木 康友

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

マックスバリュ浜松三方原店

浜松市北区東三方町130番地5 外

2 変更した事項

大規模小売店舗内において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前)

項目	届出内容
小売業を行う者の開店時刻	9時00分
小売業を行う者の閉店時刻	22時00分
駐車場を利用できる時間帯	8時30分から22時30分まで

(変更後)

項目	届出内容
小売業を行う者の開店時刻	7時00分
小売業を行う者の閉店時刻	22時00分
駐車場を利用できる時間帯	6時30分から22時30分まで

3 変更年月日

平成24年7月1日

4 変更する理由

営業計画を変更するため

5 届出年月日

平成24年6月25日